

大竹市告示第143号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和7年度及び令和8年度において、市が発注する測量、建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントをいう。以下同じ。）等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について、次のとおり定めた。

令和6年9月30日

大竹市長 入 山 欣 郎

1 入札参加資格

入札参加資格の認定を希望する業務（以下「希望業務」という。）について、別表第1左欄に掲げる希望業務の分野ごとに、同表右欄に掲げる希望業務の部門に係る次の事項を総合的に審査する。

（1）客観的審査事項

- ア 年間平均実績高
- イ 自己資本額
- ウ 有資格者数
- エ 営業年数

（2）主観的審査事項

- ア 市の指名除外の状況
- イ 市が発注した測量、建設コンサルタント等業務における再受託の制限の状況
- ウ 市が発注した測量、建設コンサルタント等業務における暴力団排除のための契約制限の状況
- エ ISO9001の認証取得の有無
- オ 測量系CPD協議会の測量CPD制度における所属技術者の学習単位数
- カ 建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における所属技術者の認定時間数
- キ 建設系CPD協議会加盟団体の継続教育制度（CPD）における所属技術者の学習単位数

2 入札参加資格の審査に係る申請手続

（1）申請を行うことができない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行う

ことができない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 測量分野に属する部門、建築一般部門又は不動産鑑定部門に係る入札参加資格の審査に係る申請にあっては、それぞれ測量法（昭和24年法律第188号）第55条、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていない者
- ウ 直近2年間において、入札参加資格の審査を申請する業務部門の属する業務分野について、業務を行った実績がない者
- エ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、消費税及び地方消費税並びに大竹市に納付すべき市税等の滞納がある者
- オ 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該取消しの日から24か月を経過しているものを除く。
- カ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出の義務を履行していない者
 - (ア) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - (イ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - (ウ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(2) 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、電子申請（広島県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）及び申請を行う者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子申請システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）

ア 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第2に掲げる添付書類は、別に入札参加資格申請システムにより大竹市建設部監理課に提出するものとする。

イ 申請期間

令和6年11月1日（金）から令和6年11月22日（金）までに電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、令和6年11月8日（金）から令和6年11月29（金）までに別に提出すべき添付書類を大竹市建設部監理課に到達させなければならない（期日までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

なお、追加申請期間は、別に告示する。ただし、一般競争入札に係る追加の入札参加資格の申請については、市長が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

3 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、市ホームページで公表する。

4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和7年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

5 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和9年5月31日まで有効とする。ただし、令和9年6月1日以後においても令和7年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和9年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

6 その他の事項

この告示で定めのない事項については、必要に応じて市長が定める。

別表第 1

業務分野	業務部門
測量	測量一般
	地図の調整
	航空測量
建築関係建設コンサルタント	建築一般
	意匠
	構造
	暖冷房
	衛生
	電気
	建築積算
	機械設備積算
	電気設備積算
	調査
地質調査	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査
	土地評価
	物件
	機械工作物
	営業・特殊補償
	事業損失
	補償関連
	総合補償
土木関係建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	電力土木
	道路
	鉄道
	上水道及び工業用水道
	下水道
	農業土木
	森林土木
	水産土木

	廃棄物
	造園
	都市計画及び地方計画
	地質
	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画・施工設備及び積算
	建設環境
	機械
	電気電子
その他	不動産鑑定
	登記手続等
	その他

別表第 2

添付書類	説 明	様式番号
1 委任状	代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの	様式第 1 号
2 誓約書		様式第 2 号
3 希望業務実績調書		様式第 3 号
4 大竹市発行の納税証明書の写し	「市税等について滞納の税額がない」旨の記載がある納税証明書の写し	

注 1 添付書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日として作成すること。

2 第 4 項に定める書類は、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の 3 か月前の日以降に発行されたものを添付すること。